

令和 8 年 度 施 行

設 計 書 (公 示 用)

役務名 あいの里修景水路ポンプ施設 1号ポンプ修繕業務

令和 8年 5月 単価適用

札幌市下水道河川局事業推進部

役務名 あいの里修景水路ポンプ施設 1号ポンプ修繕業務

業 務 説 明

1 役務の概要

あいの里修景水路ポンプ施設における1号ポンプの機器修繕を行うものである。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 1号ポンプの交換 | 一式 |
| (2) ケーブル類の離線再結線等 | 一式 |
| (3) 試運転 | 一式 |
| (4) 仮設道路の設置 | 一式 |

2 施行場所

札幌市北区あいの里4条8丁目1地先(あいの里公園内)
あいの里修景水路ポンプ施設(1号ポンプ)

3 履行期間

契約締結日から、令和8年11月27日まで

4 仕様書等

- (1) 別紙のとおり
- (2) その他業務に必要な要綱・基準等

特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、あいの里修景水路ポンプ施設1号ポンプ修繕業務（以下、本業務）を円滑に行うため、本業務の内容、要領などを定めるものである。

2. 業務場所

札幌市北区あいの里4条8丁目1地先（あいの里公園内）
あいの里修景水路ポンプ施設（1号ポンプ）

3. 履行期間

契約締結日から、令和8年11月27日まで

4. 業務詳細

(1) 1号ポンプの交換

① 既設ポンプ及び揚水管（L=16.5m）の引揚げ

② ポンプの交換

- ・新たに設置するポンプについては委託者が支給する。
- ・既設ポンプについては撤去後、北区土木センター（札幌市北区太平12条2丁目1-7）に運搬すること。撤去日時については委託者と協議のうえ決定すること。

③ 既設揚水管の再設置

(2) ケーブル類の離線再結線等

① ポンプ動力ケーブルの離線及び結線

② 水位電極用ケーブルの離線及び結線

(3) 試運転

① ポンプ試運転

(4) 仮設道路の築造、撤去

① 車両走行用仮設道路を盛土で築造、撤去

② 車両走行用仮設道路のため敷鉄板を敷設

③ 既設法面の張芝

5. 履行体制

(1) 業務責任者の選任

受託者は、直接的かつ恒常的な雇用契約にある者の中から、次の項目に示す者を定め、書面をもって委託者に通知すること。

また、受託者はこのほか現場における修繕を行う作業員を確保し、業務に従事させること。

① 業務責任者

受託者は、本業務にあたり、業務遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

業務責任者は、業務履行にあたって、作業目的、留意事項、施設の特質を把握し、作業間の調整、不適合箇所が施設に及ぼす影響と、その修繕に係わる技術的判断を行うため、設備全般に亘る幅広い専門的な知識、経験、技量等を備え、業務の円滑な実施と成果の品質確保を図ること。

(2) 連絡及び報告

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、連絡及び報告に係る体制を定め、委託者の承認を得ること。また、施設に支障等が生じた時は、直ちに委託者へ報告をするとともに指示を仰ぐこと。

(3) 技術的指導

受託者は、本施設の運用が支障なく行えるよう、委託者に対し必要な技術的指導を行い協力すること。

6. 仕様書等

本修繕業務については、本特記仕様書記載事項のほか、下水道処理施設修繕工事共通仕様書（下水道河川局事業推進部施設保全課）を適用する。なお、詳細については委託者の指示による。

7. 提出書類

提出が必要な書類は下記のとおりである。いずれも速やかに提出すること。また、変更があった場合は直ちに変更後の書類を提出すること。

(1) 着手時

- ① 着手届 1 部
- ② 業務代理人指定通知書 1 部
- ③ 緊急連絡網 1 部
- ④ 業務体制表 1 部

(2) 着手後

- ① 業務計画書 1 部
- ② 公園使用申請関係書類 1 部

(3) 完了後

- ① 完了届 1 部
- ② 完成写真 1 部

(4) その他

その他必要な書類については、委託者と協議のうえ決定すること。

8. 再委託について

仮設道路の築造、撤去については、専門業者への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承認を得ること。

また、業務責任者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において現場にて主体的な役割を果たすこと。

9. 建設発生土処理

本業務で発生する建設発生土の処理場所等は次記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は委託者と協議すること。

また、搬入時期については、委託者と協議のうえ決定すること。

受入施設等名称	受入施設の所在地	備考
北部事業予定地	東区中沼町136ほか	

10. 安全管理

仮設道路築造など公園内通路での作業にあたっては、交通誘導員2名以上配置し、公園利用者に支障を及ぼさないよう、十分注意して作業するものとする。なお、現地の状況により、数量の増減が生じた場合は別途協議を行うこととする。

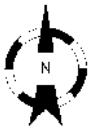
11. その他

- (1) 受託者は修繕の履行に際し、公衆災害の防止、作業中の安全確保及び環境保全のため関係法令の順守に努め、安全管理に関する事項を確実に実施すること。
- (2) 交換に必要な工具等の機材は、受託者の負担とする。

- (3) 履行に当って、受託者の不注意により生じた事故及び故障等は、一切受託者が責を持って処理すること。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告し、事故報告書を提出すること。
- (4) 履行においては、委託者である札幌市の環境方針のひとつである「環境配慮の取り組み」の趣旨を理解し履行に努めること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。
- (6) その他の不明な点は委託者と十分協議の上、疑義・遺漏のないようにすること。

位置図

S=1:2500



【あいの里修景水路ポンプ施設】
1号ポンプ
あいの里4条8丁目1(あいの里公園内)

